

# 東京都立北豊島工業高等学校定時制課程管理運営規定

4北豊工62号  
令和4年4月1日  
校長決定

## 第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立北豊島工業高等学校定時制課程(以下「本校」という。)の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

## 第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

## 第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

## 第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

## 第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて、校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督する。

## 第6 主任教諭

主任教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

## 第7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

## 第8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

## 1 部

- 教務部 教育課程の編成及び実施、教科書及び教材の取扱い等、教務に関すること、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項を管理し所掌する。
- 生活指導部 生徒の学習環境の整備、健康安全（保健計画の立案及び実施、生徒の健康管理、学校教育相談等）・防災教育・部活動・行事指導、生徒会活動の指導に関することを所掌する。
- 進路指導部 進路指導計画の立案及び実施、進路情報の収集・整理等進路指導に関すること及びキャリア教育に関することを所掌する。

## 2 学年

第1学年、第2学年、第3学年及び第4学年を置く。

## 3 学科

機械科・科務を置く。

## 4 教科

国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、奉仕、工業（機械）を置く。

## 5 企画調整会議

## 6 職員会議

## 7 委員会

- 入学者選抜委員会 入学者の選考、採点及び検査問題作成を所掌する。
- 教育課程委員会 教育課程の編成に関することを所掌する。
- 教科書選定委員会 教科書の選定に関することを所掌する。
- 学校開放事業運営委員会 開放事業の運営に関することを所掌する。
- 給食委員会 学校給食の衛生に関することを所掌する。
- 全定合同施設検討委員会 学校の安全管理に関することを所掌する
- ホームページ管理運営委員会 ホームページの管理運用及びパソコン室のパソコン管理に関することを所掌する。
- 安全衛生委員会 教職員の安全衛生に関することを所掌する。
- 人間と社会委員会 教科「人間と社会」の実施に向けて、本校の特色、地域の特性を活かした実施内容の検討を所掌する。
- 定時制課程業者選定委員会 業者の選定に関することを所掌する。
- キャリア教育推進委員会 キャリア教育の計画・実施に関することを所掌する。
- 学校運営連絡協議会 学校評価を実施し、改善・向上を提案する。
- 全定合同学校保健委員会 学校保健に関することを所掌する。
- 食物アレルギー対応委員会 食物アレルギー対応に関することを所掌する。
- 防災教育推進委員会 地域と連携して、学校の防災教育を検討し、改善・充実に努める。
- 学校いじめ対策委員会 いじめ防止対策に関することを所掌する。

## 8 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については、生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱されたものが行う。

## 9 その他 校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

## 第9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

## 第10 企画調整会議

### 1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

### 2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、教務部主任、生徒部主任、進路部主任、機械科科長、養護教諭とする。

### 3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

### 4 開催

定例会は、原則として週一回開催する。

### 5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

### 6 その他、必要な事項は、校長が定める。

## 第11 職員会議

### 1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認める事項を取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

### 2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

### 3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは職員会議に学校運営連絡協議会委員を参加させることができる。

### 4 開催

定例会は、原則として月2回開催する。

### 5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

### 6 司会

校長が選任する。

### 7 記録

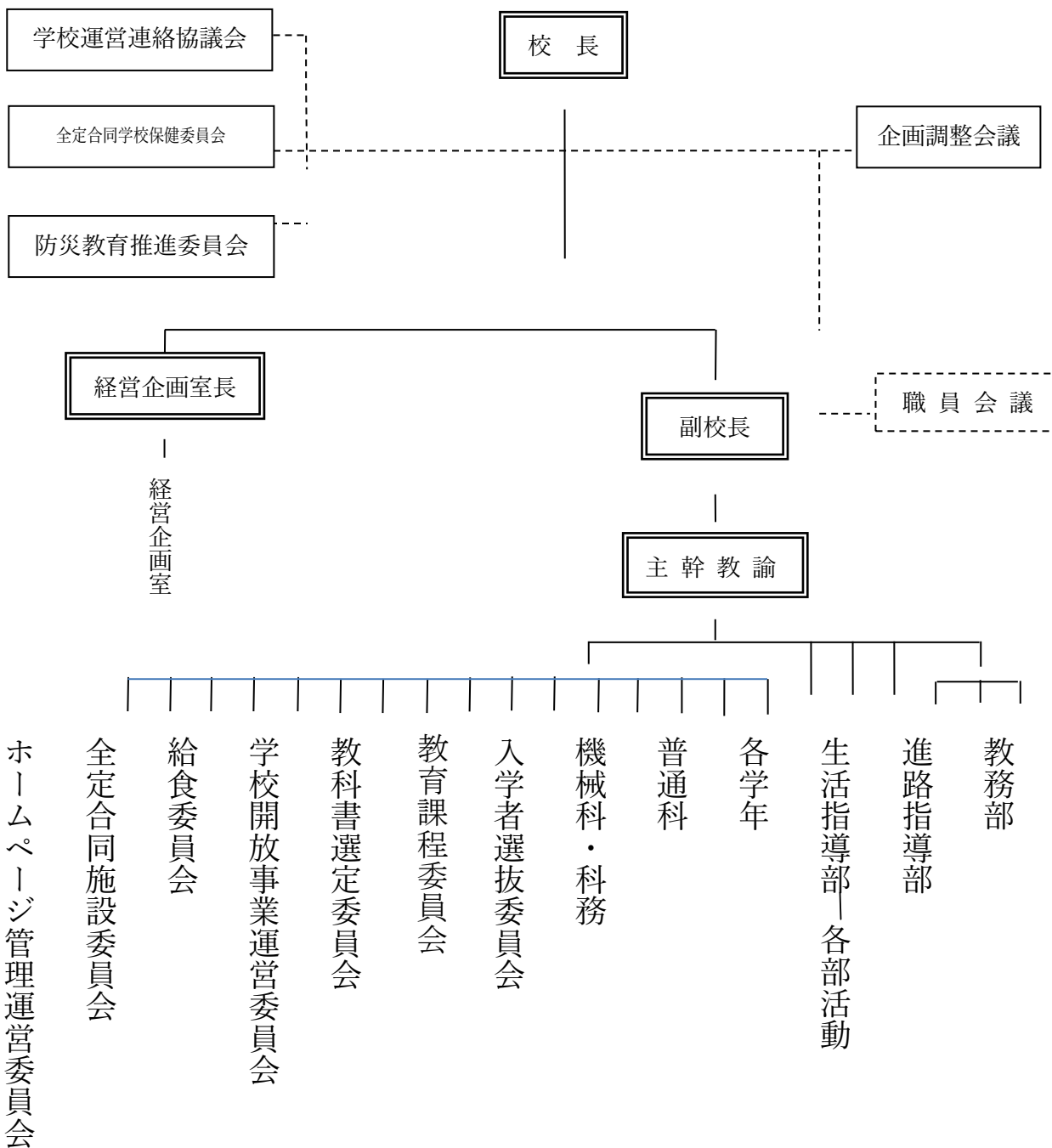
校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記録されているかの確認を受けなければならない。

### 8 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

## 第12 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



## 第13 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

## 第14 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

## 第15 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

## 第16 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

(省略)

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。